平成 2 0 年 3 月 1 9 日 規則第 1 0 号

(趣旨)

第1条 この規則は、市が市以外の者の行う事業に対し、後援をする場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、その開催に当たり、市の名義の使用を承認することをもって支援することをいう。

(後援の対象とする事業)

- 第3条 市長が後援の承認をする事業は、次の各号に掲げる要件のいず れにも該当するものとする。
 - (1) 事業を行おうとする者(以下「主催者」という。)の身元(主催者が団体である場合にあっては、当該団体の設置目的、組織の構成員等)が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であること。
 - (2) 事業が、市民の福祉の増進に寄与するものであること。
 - (3)事業の開催又は開設の場所が、公衆衛生上及び災害防止上、十分な対策が講じられていると認められること。
 - (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと。
 - (5) 事業の実施に当たり、官公署への必要な届出その他の手続がと られていること又はとられていることが確実であると認められるこ と。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援の承認をしないものとする。
 - (1) 営利を主たる目的とする事業であると認められるとき。
 - (2) 入場料、出品料、参加料等が高額であると認められるとき。
 - (3)公序良俗に反すると認められるとき。
 - (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(申請)

第4条 後援を受けようとする個人又は団体の代表者(以下「申請者」という。)は、流山市後援承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施の日の30日前までに申請しなけれ

ばならない。

- (1) 申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類
- (2) 事業の内容を明らかにする書類
- (3) その他事業に係る資料で市長が必要と認める書類

(審査及び決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその 内容を審査し、後援を承認したときは流山市後援承認通知書(別記第 2号様式)により、後援を承認しないときは流山市後援不承認通知書 (別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により後援を承認するときは、必要な条件を付することができる。

(後援事業実施者の責務)

- 第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「後援事業実施者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ポスター、プログラム、入場券その他の事業の実施に係る印刷 物を市長に提出すること。
 - (2) 事業を中止し、又は第4条の規定による申請内容に変更が生じたときは、流山市後援事業中止・変更届(別記第4号様式)により、直ちに市長に届け出ること。

(実施報告)

第7条 後援事業実施者は、後援に係る事業が終了したときは、当該事業終了後30日以内に、市長に実施報告をしなければならない。

(後援の取消し)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認を 取り消すことができる。
 - (1)後援の承認をした事業が、第3条に規定する対象事業に該当しなくなったとき。
 - (2)後援事業実施者が、第5条第2項の規定により付する条件に違 反したとき。
 - (3) その他後援を行うにふさわしくない事態が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、後援の承認を取り消したときは、流山 市後援承認取消通知書(別記第5号様式)により、当該後援事業実施 者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、後援の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

流山市長 様

住所又は所在地 申請者 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名) 電話

流山市後援承認申請書

流山市の後援を受けたいので、流山市後援に関する規則第4条の規定により、次のと おり申請します。

- 1 事業名
- 2 開催日時 (期間)
- 3 開催場所
- 4 事業内容(趣旨・目的)
- 5 主催者又は主催団体の責任者
 - (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- 6 入場(参加)予定者数
- 7 入場料等が有料の場合、その金額
- 8 添付書類

第 号 年 月 日

様

流山市長

流山市後援承認通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市の後援について、次のとおり承認 したので、流山市後援に関する規則第5条の規定により、通知します。

- 1 事業名
- 2 開催日時(期間)
- 3 開催場所
- 4 主催者又は主催団体
- 5 開催条件

第3号様式 (第5条関係)

第 号 年 月 日

様

流山市長

流山市後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市の後援について、次のとおり不承認したので、流山市後援に関する規則第5条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 主催者又は主催団体
- 3 不承認理由

年 月 日

流山市長 様

住所又は所在地 申請者 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名) 電話

流山市後援事業中止,変更届

後援の承認を受けた事業について、次のとおり中止・変更をしたいので、流山市後援 に関する規則第6条の規定により、届け出ます。

- 1 事業名
- 2 主催者又は主催団体の責任者
- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- 3 中止・変更内容
- 4 中止・変更理由

第5号様式(第8条関係)

第 号 年 月 日

様

流山市長

流山市後援承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した後援の承認を次のとおり 取り消したので、流山市後援に関する規則第8条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 主催者又は主催団体
- 3 取消理由

別記

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第8条関係)